

## 「KOB E海外B i zアシスタンス」制度利用規約

平成 29 年 7 月 3 日 経済観光局長決定

### (目的)

第 1 条 本利用規約は、神戸市内に本社又は事業所を置く企業が、「KOB E海外B i zアシスタンス」(以下「本事業」という。)を利用する場合に適用される利用条件等を定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 本利用規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナー企業 「KOB E海外B i zアシスタンス」制度要綱(以下、「要綱」という。)第 2 条第 5 号に規定する連携協定を締結した法人等をいう。
- (2) 支援企業 要綱第 2 条第 4 号に規定する被支援企業からの申込みを受けて、神戸市が支援を依頼したパートナー企業をいう。
- (3) 市内企業 神戸市内に本社又は事業所を置く企業・団体等(個人事業主を含む)をいう。
- (4) 被支援企業 市内企業のうち、本事業の利用を希望し、神戸市による審査の結果、本事業を利用することが適切として認めた企業をいう。
- (5) 支援内容 支援企業が実施する以下の業務をいう。

#### ア 戦略策定支援

新たな海外ビジネスへの展開や商品・サービスの高付加価値化につながるブランディングに対する戦略策定支援

#### イ 海外ビジネス実装支援

##### ① 海外市場調査

被支援企業が海外展開を検討する商材について、現地の市場動向や競合他社の展開状況、市場ニーズ等の調査レポート

##### ② 企業リストアップ

販路開拓・資材調達・生産委託先等、現地取引先候補企業のリストアップ

##### ③ 商談支援

前号によりリストアップした企業等に対するアポイントメント取得等の商談支援

### (利用申込)

第 3 条 本事業の利用を希望する市内企業は、神戸市に対し、KOB E海外B i zアシスタンス利用申込書(様式第 1 号)を提出しなければならない。

2 神戸市は、前項の申込があった場合は、内容について審査を行い、被支援企業とする

ことが適切であると認める場合は、当該市内企業に通知するものとする。被支援企業とすることが適切でないと認める場合も、同様とする。

- 3 各年度における1社あたりの利用件数の上限については、神戸市が別途規定する。なお、当該年度の予算額に達した場合など、利用状況により申込の受付を停止する場合がある。

(支援企業の選定及び支援内容の実施)

第4条 神戸市は、被支援企業の意向を踏まえて、パートナー企業から支援企業を選定する。

- 2 神戸市は、パートナー企業に支援内容の実施を依頼するときは、K O B E 海外 B i z アシスタンス依頼書(様式第2号)(以下、「依頼書」という。)を提出するものとする。
- 3 前項の依頼を受けたパートナー企業は、依頼書及び被支援企業が希望する内容に基づき、支援企業として支援内容を実施する。
- 4 被支援企業が、支援企業による商談への同席や通訳の手配など、本事業に含まれない支援業務を希望する場合は、支援企業と別途協議の上、被支援企業は支援企業に対して個別に依頼し、その内容について神戸市に報告するものとする。また、本事業に含まれない業務の内容及び結果について、神戸市は一切責任を負わない。

(留意事項)

第5条 被支援企業は、以下の留意事項について理解するとともに、支援企業により実施される支援内容が、被支援企業が求める支援内容の全てを満たさない可能性があることを了承するものとする。

(1) 戦略策定支援

- ① 支援企業は、被支援企業が新たな海外ビジネスへの展開に係る戦略及び商品・サービスの高付加価値化につながるブランディングに対する戦略の仮説検証を行う。支援にあたっては、複数回の面談の実施とサマリーレポート(A4 10枚程度)を提出することとし、具体の手法及び納期等については、支援内容の実施前に支援企業、被支援企業及び神戸市の3者で協議を行い決定するものとする。
- ② 面談の実施は原則として5回程度とする。面談に際し、被支援企業は、海外展開の現状、対象の商材等についての情報を、支援企業に提供することを了承する。
- ③ サマリーレポートは原則としてA4 10枚程度、使用言語は日本語又は英語とするが、日本語訳を要する場合の翻訳費用は、被支援企業の負担とする。
- ④ 調査レポートの提出後、支援企業からレポート内容に関する説明を行う場合があるが、この場合において被支援企業の費用負担は原則として発生しない。
- ⑤ 被支援企業は、現地市場との乖離が大きいと判断された場合等、既存の取組方針と異なる結果となる場合があることを了承する。
- ⑥ 戦略立案・仮説検証を行うにあたっての情報が不足していると判断される場合は、本制度の利用を受け付けない場合がある。

## (2) 海外市場調査

- ① 支援企業は、被支援企業が海外展開を検討する商材について、現地の市場動向や競合他社の展開状況、市場ニーズ等の調査を実施し、神戸市に調査レポートを提出する。調査手法はデスク調査、現地調査、モニター調査のほか、市内企業のニーズや商材、対象国・地域に応じて適切な手法により実施することとし、具体の調査項目、手法及び納期等については、支援内容の実施前に支援企業、被支援企業及び神戸市の3者で協議を行い決定するものとする。
- ② 調査レポートは原則としてA4サイズ5枚以上、使用言語は日本語又は英語とするが、日本語訳を要する場合の翻訳費用は、被支援企業の負担とする。
- ③ 調査レポートの提出後、支援企業から調査内容に関する説明を行う場合があるが、この場合において被支援企業の費用負担は原則として発生しない。

## (3) 企業リストアップ

- ① 支援企業は、代理店、バイヤー、資材調達、生産委託又はその他提携先等、被支援企業が想定する海外現地取引先候補企業をリストアップし、神戸市に提出する。具体の対象企業、調査手法及び納期等については、支援内容の実施前に支援企業、市内企業及び神戸市の3者で協議を行い決定するものとする。
- ② 支援企業は、原則として取引につながる可能性が高いと見込まれる候補先をリストアップするが、被支援企業は、リストにコンタクト先を含むかや、被支援企業の商材に対する意向確認の有無等、支援企業、対象国又は商材によりリストアップの手法及び内容が異なることを了承する。
- ③ リストアップは具体の商談を目的とする場合のみ実施することとし、商談に向けた準備が整っていないと判断される場合は、本制度の利用を受け付けない場合がある。

## (4) 商談支援

- ① 支援企業は、原則として上記「(2) リストアップ」においてリストアップした現地取引先候補企業のうち、被支援企業がアポイントメントの取得を希望する企業について、商談のアポイントメントを取得する。商談は対面での面談のほか、オンラインでの面談や展示会・見本市等の会場での面談を含み、獲得件数の見込等の詳細については、支援内容の実施前に支援企業、被支援企業及び神戸市の3者で協議を行い決定する。なお、被支援企業が連絡先を保有する候補企業へのアポイントメント取得の可否については、申込みに際して神戸市と協議すること。
- ② アポイントメントの日程調整については、被支援企業と支援企業が直接行うこととし、その進捗については支援企業から神戸市に適宜報告することとする。なお、面談日時の変更などアポイントメント取得後の相手先企業との調整については、原則として被支援企業の責任において実施することとする。
- ③ 支援企業は最低1件以上のアポイントメントを取得することとするが、被支援企業は、対象国や商材等により、アポイントメントの取得ができない可能性があることを了承する。この場合、支援企業による、支援内容の実施経緯や取引候補先の意向等についてのレポートの提出をもって支援内容を完了するものとし、被支援企業は

第7条第1項に規定する利用料を負担するものとする。

- ④ アポイントメントの調整に際して、被支援企業の商材に関する提案資料が存在しないなど、商談に向けた準備が整っていないと判断される場合は、本制度の利用を受け付けない場合がある。

#### (利用報告)

第6条 被支援企業は、第4条第3項の支援内容の実施完了後、神戸市に対し、K O B E 海外 B i z アシスタンス利用報告書(様式第4号)に支援の具体的内容を明確に記載し、速やかに提出しなければならない。

- 2 被支援企業は、支援企業の行為に対する要望、疑義等がある場合は、神戸市にその旨を報告し、神戸市が支援企業に対して聞き取りを行い、必要に応じて支援企業に改善を行うよう指導する。
- 3 被支援企業は、支援が完了した日の属する年度の末日から1年を経過するまでの間は、支援内容の実施に関して神戸市からの請求があったときは、その状況について報告しなければならない。

#### (費用)

第7条 本事業の利用にあたり、被支援企業は神戸市に対し、第5条第1号に定める支援内容については1件あたり44,000円の利用料を、同条第2号、第3号及び第4号に定める支援内容については1件あたり22,000円の利用料を、神戸市が発行した納付書に基づいて支払うものとする。

- 2 前項の利用料は、原則として支援内容の結果に関わらず支払うものとする。ただし、第9条により支援内容が中止又は廃止された場合や、支援企業の業務着手前に支援内容の依頼が取り消された場合はこの限りではない。
- 3 第4条第4項において、被支援企業が本事業以外の業務を支援企業に依頼した場合の費用については、全て被支援企業の負担とする。

#### (通知)

第8条 神戸市は、被支援企業に対し随時、必要な事項の通知を行う。

- 2 前項の通知は、神戸市が別途定める場合を除き、当該通知の内容を電子メール等によって送信した時点より効力を発するものとする。なお、郵送の場合は消印を送信時点とみなす。
- 3 被支援企業は、神戸市からの通知内容を逐次確認する義務を負うものとし、当該確認を怠ったことにより発生した被支援企業の損害に関して、神戸市は一切の責任を負わないものとする。

#### (支援内容の中止及び廃止)

第9条 神戸市は被支援企業に事前通知をした上で、本事業の全部又は一部の実施を中止

又は廃止することができる。

- 2 本事業の中止又は廃止により被支援企業に損害が発生したとしても、神戸市は一切の責任を負わないものとする。

(支援内容の実施の一時的な中断)

第10条 神戸市は、次の各号の事由が生じた時は、被支援企業に事前に通知することなく、一時的に支援企業による支援内容の実施を中断することがある。

- (1) 支援企業が火災、天災、戦争、暴動、騒乱、労働争議又はその他の不可抗力により、支援内容の実施ができなくなった場合
- (2) 神戸市が火災、天災、戦争、暴動、騒乱、労働争議又はその他の不可抗力により、本事業の一時的な中断が必要と判断した場合
- (3) 運用上又は組織改変等により、神戸市が本事業の一時的な中断が必要と判断した場合

- 2 前項各号又はその他の事由により、支援内容の実施の遅延又は中断等が発生した場合であっても、これに起因する被支援企業が被った損害について、神戸市は一切責任を負わない。

(本規約違反等への対処)

第11条 神戸市は、被支援企業が本利用規約に違反した場合、又は被支援企業による本事業の利用に関し第三者から神戸市に異議等が為され、かつ神戸市が必要と認めた場合、又はその他の理由で本事業の運営上不相当と神戸市が判断した場合は、被支援企業に対し、次の各号の措置を講ずることがある。

- (1) 本利用規約に違反する行為を止めること、及び同様の行為を繰り返さないことの要求
- (2) 第三者との間で、異議等の解消のための協議を行うことの要求

- 2 本条前項各号に定める措置に起因する結果に関し、神戸市に故意又は重大な過失がない限り、神戸市は、免責されかつ損害賠償等は一切負わない。

(その他の禁止事項)

第12条 被支援企業は次の各号に定める行為を行うことはできない。当該行為を行った場合、被支援企業は関連する法律、規則、政令、条例等の法規に定めるところに従い、損害賠償責任を負うことがあるほか、前条に定める措置を受けることがある。

- (1) 被支援企業が第三者を代理人として支援内容を利用する行為
- (2) 被支援企業が違法行為又は反社会的行為に結びつく、あるいは結びつくおそれのある行為、及びそれらの支援を神戸市又は支援企業に求める行為
- (3) 神戸市、支援企業及び第三者の著作権又は商標権等の知的財産権を侵害する行為、あるいは侵害するおそれのある行為
- (4) 第三者の財産、プライバシー及び肖像権を侵害する行為あるいは侵害するおそれのある行為

- (5) 第三者を差別誹謗中傷し、又は第三者の名誉あるいは信用を毀損する行為
- (6) 第三者になりすまして支援内容を利用する行為
- (7) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為
- (8) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務づけられている場合に、当該手続きを履行せず、その他当該法令に違反する、又は違反するおそれのある行為
- (9) 上記各号の他、法令、本規約もしくは公序良俗に違反する行為、本事業の運営を妨害する行為、神戸市の信用を毀損し、もしくは神戸市の財産を侵害する行為又は第三者もしくは神戸市に不利益を与える行為
- (10) 上記各項の行為に準ずる行為
- (11) その他、神戸市が不相当と判断する行為

(専属合意管轄裁判所)

第 13 条 本利用規約に関して訴訟の必要が生じた場合、神戸地方裁判所または神戸簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(個人情報保護及び守秘義務の厳守)

第 14 条 神戸市による、本事業における個人情報及び機密情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律その他の法令（条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。）に基づくものとする。ただし、本事業で扱う被支援企業の個人情報は、神戸市からの連絡と本事業の円滑な遂行及び改善のための分析に利用するものとする。なお、機密情報とは神戸市情報公開条例第 10 条第 2 号に定められた法人等情報及び被支援企業が機密と指定した情報とする。

- 2 神戸市及び支援企業は、支援内容の実施によって知り得た被支援企業の個別の情報、通信内容、企業情報及び経営情報等についてそれらの機密情報を守り、被支援企業の同意が無い限り、第三者に開示しないものとする。
- 3 被支援企業は、本事業の利用によって知り得た神戸市及び支援企業の機密情報を守り、神戸市及び支援企業の同意が無い限り、第三者に開示しないものとする。

(免責事項)

第 15 条 支援企業の支援内容に基づく、被支援企業の個別の商談等に関する経営判断及びその結果は被支援企業による自己責任であり、いかなる損害が発生しても、神戸市及びパートナー企業はその責任を一切負わないものとする。

(利用規約の解釈)

第 16 条 被支援企業は、本利用規約に規定のない事項については、神戸市の指示を仰ぐものとする。

## 附則

この利用規約は、平成 29 年 7 月 3 日から施行する。

この利用規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この利用規約は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この利用規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この利用規約は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

この利用規約は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。